

災害福祉支援 通信

2026年3月12日 Vol.20

全国社会福祉協議会 全国災害福祉支援センター

○本メールニュースは、都道府県災害福祉支援ネットワーク主管課・事務局、都道府県社会福祉協議会災害福祉支援部局、災害福祉支援ネットワーク中央センター企画協力員等の皆様へ①災害福祉支援に係る情報、②全国災害福祉支援センターが実施する事業等の案内等をご提供いたします。

今号のトピックス

1. 厚生労働省 令和7年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料を公表

1. 厚生労働省 令和7年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料を公表

昨日、3月11日、厚生労働省は、ホームページ上で令和7年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料を公表いたしました。集合研修は行わず、会議資料の公表及び説明動画の公開を行うとのことです。なお、説明動画は、本日12日原稿作成時点では掲載されておらず、準備でき次第の掲載となっています。

災害福祉関連を以下に引用します。(引用の順は、資料の順と異なる)

○高齢者支援課資料から「2. 介護施設等における防災・減災対策の推進について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001669793.pdf>

(1)災害時情報共有システムについて(9～10頁)

災害時情報共有システムの機能改善等として、令和7年度に介護施設等の被災状況の登録について、全ての市町村による代理登録を可能とする機能追加を行い、令和7年11月から運用を開始していること、また、令和8年4月から、介護施設等における平時の物資の備蓄状況等を報告する機能追加の予定について述べています。

さらに、令和8年度においては、更なる被災状況の的確な把握を行うため、災害派遣医療チーム専門職(DMAT)の代理入力を可能とするほか、介護情報基盤との連携により、被災施設のシステムへのアクセス環境を向上する機能改善や、災害登録時の報告範囲を都道府県から市町村単位に詳細化することを可能とする改修の予定しているとしています。

令和8年度の災害時情報共有システム訓練計画について、全都道府県・市町村を対象に訓練を行うこととしており、介護施設等においても確実に参加いただきたいということで、日程毎に訓練期間を2日間とする内容で実施を予定していること、訓練の流れについては、訓練予定日の1か月ほど前にお知らせするとしています。

災害時情報共有システムの利用方法については、「介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて」(令和3年6月23日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)において周知していること、関係施設・事業者への周知徹底の協力要請を依頼している。

・「災害時情報共有システムのマニュアル」・都道府県・一般市区町村・中核市向けマニュアル」

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/index.php?action_kanri_static_help=true

・事業所向けマニュアル(被災状況報告編)

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/?action_houkoku_static_help=true

(2)業務継続計画(BCP)の作成について(10~11 頁)

BCP に実効性を持たせるために、危機発生時に迅速に行動ができるよう関係者に周知し、平時から研修、訓練(シミュレーション)を行い、最新の知見等を踏まえ、定期的に見直すことが重要となるので、業務継続計画の策定状況と併せて、一連の取り組み状況について、確認、指導の実施等を求めています。

(3)介護施設等における防災リーダー養成等支援事業の実施

地域医療介護総合確保基金(人材分)を活用した介護施設等における防災リーダー養成等支援事業についての説明と、積極活用を求めています。

この事業は、都道府県における介護職員等向けの防災研修の実施や防災に関する相談窓口の設置のために必要な経費に対して支援を行うもので、この研修や相談窓口は、災害時情報共有システムを活用した研修等やBCPの作成等に関する個々の介護施設等に対する支援としても効果的かつ効率的であり、積極的な実施を求めています。

(4) 施設整備、災害復旧支援

6 頁「介護施設等における防災・減災対策の推進について」で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)の予算計上額とともに、補助基準単価 7.7%相当の引き上げの予定等を述べています。都道府県・市区町村に対し交付金を活用し、介護施設等の防災・減災対策の計画的な実施を求めています。

8頁には、介護施設等の災害復旧支援について、令和7年度補正予算による対応として、昨年8月~9月の豪雨災害及び暴風雨による災害や令和6年能登半島地震などの激甚災害により被災した介護施設等に対して復旧費用の国庫補助率のかさ上げ、建物の復旧の経費(社会福祉施設等災害復旧費用国庫補助金)のほか、被災した訪問・

送迎用の車輛や事務機器等の事業再開に必要な備品購入に要する経費(社会福祉施設等設備災害復旧費補助金)の計上や、申請期間を複数回設けるなどの柔軟対応を行うなどについて述べてます。

○内閣府政策統括官(防災担当)付避難支援担当参事官室資料から

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001669803.pdf>

内閣府防災による資料には、

(1)災害対策基本法・災害救助法

昨年7月施行の改正災害対策基本法、災害救助法の概要について記載。

(2)避難所等での避難生活の質の確保

T(トイレ)K(キッチン)B(ベッド)への取り組みや災害対応車両登録制度の概要等について記載されています。

さらに、「災害時における介護保険サービスの利用と災害救助法による支援との関係について(令和7年12月24日内閣府防災、厚労省老健局各課連名事務連絡)の全文が掲載。

(3)災害ケースマネジメント

災害ケースマネジメントに活用可能な事業として、被災高齢者等把握事業、被災者見守り・相談支援事業の紹介。

災害ケースマネジメント全国協議会についてや、他職種連携による被災者支援の事例紹介、救助法の弁済等について紹介。

(4)個別避難計画の作成

個別避難計画の作成を推進するための関係資料の掲載。

上記、資料から紹介しましたが、詳しくは本文のリンクから資料をご覧ください。

お問い合わせ

全国社会福祉協議会 災害福祉支援センター【蓮子(はし)、駒井、井上】

z-saigai_shien@shakyo.or.jp